

○年末調整

・概要

(1) 年末調整

毎月（日）の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税を徴収しているが、徴収をした税額の1年間の合計額は、年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常である。その理由は人によって異なるが主なものは下記に示す理由による。

- ① 毎月の源泉徴収税額は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして課税されているため。
- ② 年の中途で扶養親族等に異動があっても異動後の支払分から修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収税額を修正しないため。
- ③ 配偶者特別控除や生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされているため。

このような不一致を精算するため、1年間の給与所得額が確定する年末にその年の納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付することが必要となる。この清算手続きを「年末調整」という。

(2) 対象者

原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人全員について行う。

① 対象となる（主な）人

ア 1年を通じて勤務している人

イ 年の中途で就職し、年末まで勤務している人

※ 年の中途採用者等で、採用前に勤務実績がある場合は、前勤務先からの「給与所得の源泉徴収票」が必要となる。

② 対象とならない人

ア 本年中の主たる給与の収入額が2,000万円を超える人

イ 2か所以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人

ウ 年の中途で退職した人（死亡退職を除く）

(3) 控除一覧

申告書	控除内容	備考
扶養控除等（異動）申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者控除 ・ 障害者控除 ・ 寡婦控除 ・ 勤労学生控除 ・ 扶養控除 ・ 老年者控除 ・ 寡夫控除 ・ 基礎控除 	各人からの申告に基づく左記の控除対象者に応じて控除される
保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険料控除（一般の生命保険・介護医療保険） ・ 個人年金保険 ・ 地震保険料控除（地震保険、旧長期損害保険等） ・ 社会保険料控除（国民年金保険料等） ・ 小規模企業共済等掛金控除 ※添付書類 本年中に支払った保険料の証明書類 	本年中に支払った左記の保険料について、金額に応じて控除される
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者特別控除（所得者と生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しない人） 	配偶者の給与収入金額が103万円の場合、所得金額は38万円となる。配偶者の所得金額が38万円を超え76万円未満の場合、金額に応じて控除される
住宅借入金等特別控除申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅借入金等特別控除（初年分は確定申告による。次年以后分は税務署から送られた申告で申告する） ※添付書類 借入先の金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」 	居住者が住宅の取得等をして、その人が一定の住宅借入金等を有するときは、住宅借入金等の年末残高の合計額を基としてそれぞれの控除率により計算した金額が控除される

・関係法令等

(1) 所得税法 第190条～193条